

6. その他

番号	取扱い
6-1	新前橋駅南地区地区計画の区域内におけるキャバクラ、カラオケボックスの建築について

新前橋駅南地区地区計画の区域内のA・B地区において、敷地が都市計画道路新前橋駅川曲線又は都市計画道路江田天川線に接する建築物の1階部分に、キャバクラ、カラオケボックスは建築できるか。

(1) キャバクラ

キャバクラは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下、「風営法」という。）第2条第1項第1号に規定される風俗営業の飲食店（接待飲食店）である。前橋市新前橋駅南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（以下、「新前南地区条例」という。）第3条第2項において建築の制限はなく、同条第1項において飲食店は建築可能であることから、1階部分に建築できる。

(2) カラオケボックス

カラオケボックスは、建築基準法では遊技場に分類されている。新前南地区条例第3条第2項において建築の制限はないが、同条第1項において建築不可となっていることから、1階部分については建築できない。ただし、飲食の提供を伴う場合は、飲食店にも該当することから、1階部分に建築できる。

関係 法令等

風営法第2条第1項第1号

建築確認のための基準総則集団規定の適用事例2013年度版」1-1(2)